

医政歯発0510第2号
令和4年5月10日

各

都	道	府	県
保健所を設置する市			
特	別		区

 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工におけるリモートワークの実施に関する留意点等について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。このため、今般、「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」（令和4年5月10日医政歯発0510第1号）を示した。

これに伴い、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条に基づく歯科技工所の届出事項及び歯科技工士法第27条第1項に基づく立入検査（以下単に「立入検査」という。）の実施に際しての留意点等を下記のとおりまとめたので通知する。また、立入検査を実施するに当たっては、関係部局と連携し、情報の共有化、事前調整を行うようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

（1）歯科技工所の届出事項について

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、その連絡先として、以下の2点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長。）に届け出の必要があるとしていることから、届出の際確認すること。

- ① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号
- ② 歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

(2) 立入検査について

歯科技工士法第 27 条に基づく立入検査を行う場合は、「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」（令和 4 年 5 月 10 日医政歯発 0510 第 1 号）等を参考に指導を行う。特に、次の事項に留意する。

① 歯科技工におけるリモートワークを行う者及び想定される業務について

歯科技工におけるリモートワークは、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、歯科技工士の資格を有する者であることから、必要に応じて従事者への聞き取りを行うとともに、リモートワークを行う者の管理者による管理状況を確認する。また、必要に応じ、届出された連絡先へ直接連絡し、確認を行う。

歯科技工におけるリモートワークの対象としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、切削加工等を伴う歯科技工をリモートワークで行うことはできないことから、必要に応じて従事者への聞き取りを行い、リモートワークが適切に実施されているかを確認する。

② 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

歯科技工においてリモートワークを行う場合、リモートワークに用いるパソコン等の端末（以下「端末」という。）及びデータを保存する媒体（クラウドサービス等）について、個人情報等の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要があることから、歯科技工録、ログ等の記録、歯科技工所におけるルールの整備状況や研修の実施状況等を確認する。

③ 歯科技工録の作成及び保存について

今般、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）による改正後の歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）第 15 条の規定により、歯科技工士は、その業務を行った場合には、その記録を作成して 3 年間保存することとされたことを踏まえ、歯科技工録を適切に作成及び保存していることを確認する。なお、令和 5 年 3 月 31 日までは、従前どおり「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」に基づき歯科技工録を作成し、2 年間保存することとされているため留意すること。

④ 研修について

歯科技工所の管理者及びリモートワークを行う歯科技工士は研修を受講する必要があることから、研修（管理者等による伝達研修も含む。）の受講状況について確認すること。なお、研修については、関係団体や学術団体等によるものが想定されるが、開催の準備が整うまでの間は次のウェブサイト等を参考にすることとしているため留意すること。

※ 参考：

テレワークにおけるセキュリティ確保（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

テレワークセキュリティガイドライン第 5 版（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000752925.pdf

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

⑤ その他

歯科技工所の開設場所と異なる都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」とする。）の管轄する場所への立入検査が必要となった場合は、歯科技工所の開設場所の都道府県等は、必要に応じて当該場所を管轄する都道府県等に連絡し、連携の上、立入検査を行うこと。